

※在宅高齢者訪問理美容サービス※

在宅で寝たきりの状態の方や認知症の症状のある方で一般の理美容サービスを利用することが困難な方に、理美容業者が訪問してカットなどを行なう際の出張費を助成します(カット代等は、自己負担になります)。

【対象者】※①～③すべてに該当する方が対象で、施術時は必ず、立会人が必要です。

- ① 立川市に住民登録があり、市内に在宅している（注）
- ② 介護保険法に規定する介護認定を受けている
- ③ 寝たきり（介護認定の際の主治医意見書「寝たきり度」がB2以上）である、または認知症の症状（介護認定の際の主治医意見書「認知度」がⅢa以上）がある

（注）施設に入所中の方はご利用できません（対象外となります）

【申請から利用について】

- ① 窓口にて「在宅高齢者訪問理美容サービス申請書」（ホームページからもダウンロードできます）を記入・提出
- ② 決定後、通知書と年間最大4枚の理美容券を送付（申請時期により枚数が異なります）
- ③ 理美容券が届いたら、裏面の理美容業者に連絡し予約

【ご利用上の注意】

※施術時は必ず立会人が必要です。

立会人がいない場合、施術をお断りすることになりますので、ご了承ください。

※ベッドや家具の移動は施術業者では行っておりません。

施術のためにベッドの後ろにスペースを設ける等は、あらかじめ利用者側でご対応をお願いします。家具の位置等によっては、施術ができない場合がございます。

【更新について】

申請は、当該年度のみ有効です。

次年度も引き続きサービスを希望する場合は、

3月1日以降に更新の申請をする必要があります。

市から更新の連絡はいたしませんのでご注意ください。

【申請できる窓口】

高齢政策課（市役所1階）

各地域包括支援センター

各福祉相談センター



《連絡先》 立川市 高齢政策課業務係
電話：042-523-2111（内線：1475）